|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ― |  |  |  |  |

**生活保護法**

**中国残留邦人等支援法　指定医療機関　指定・指定更新　申請書**

令和　　　年　　月　　日

（あて先）

さいたま市長

　　　　　　　　　　　　　　　＜申請者（開設者）の住所及び氏名＞

|  |  |
| --- | --- |
|  | 〒　　　－ |
| 住所： |  |
| 　　　＊法人の場合は主たる事務所の所在地 |
| 氏名： | 　 |
|  | ＊法人の場合は法人名称 |
| 担当者： |  |  |

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定される指定医療機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種類 | ⑴　医科　　⑵　歯科　　⑶　薬局　　＊訪問看護ステーションは別様式 |
| 医療機関名 |  |
| 所在地 | 〒　　　－　　　　　　　　　　電話番号（　　　）　　　－ |
| 管理者氏名 |  |
| 健康保険法による指定 | 医療機関コード |  |  |  |  |  |  |  |
| 指定の有無 | 有・申請中 | 有効期間 | 　年　　月　　日から　年　　月　　日まで |
| 生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無(※開設者が法人の場合は記載不要) | 有・無 | 左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。 | 氏　名 |
|  |
|  |
|  |
| 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約事項 | ＜チェック欄＞　　※「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、左のチェック欄に（☑）してください。 |
| 指定希望日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉事務所記入欄 | 福祉事務所　（担当：　　　　　　）福祉事務所収受印 |
| □　申請書の各項目について、すべて記入されている。□　指定を希望する日は、健康保険法による指定年月日以降の日となっている。 |

＜注意事項＞

　１　この書類は、所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。

　２　貴機関が指定された場合には、さいたま市告示により公示するほか、指定通知書により通知し

ます。

　３　更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、

従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有し

ます。

＜記載要領＞

　１　標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを〇で囲んでください。

　２　開設者が法人の場合、「住所」に法人の主たる事務所の所在地を記載し「氏名」に法人の名称

　　を記載してください。

３　「医療機関名」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。

　４　「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。

　５　「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「申請中」

　　のいずれかを〇で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。

　　　また、「申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。

　※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。

　６　「生活保護法第49条の３第４項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに

該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。但し、**開設者が法人の場合は、①、②ともに該当しませんのでご注意ください。**

　　①　医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおお

　　　むね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事

　　　しているもの。

　　　※個人で開業し、開設者以外に勤務している医師、歯科医師若しくは薬剤師がいない場合に該　　当します。

　　②　医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおお

　　　むね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と**同一の世帯に属す**

**る**配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しく

　　　は調剤に従事しているもの。詳しくは下記の図をご覧ください。

【親族の範囲（同一の世帯に属していることが条件です）】



　７　「生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約事項」については、「指定欠格事由」に該当しない場合、チェック欄に（☑）してください。